

第 8 号議案

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例
の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定
について

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正
する条例（平成 27 年亀岡市条例第 31 号）の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

平成 28 年 9 月 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例
の一部を改正する条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正
する条例（平成 27 年亀岡市条例第 31 号）の一部を次のように改
正する。

附則第 3 項中「当分」を「平成 29 年 1 月 9 日まで」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 第 3 条に定める亀岡市立小学校に在学する児童については、平
成 29 年 1 月 10 日から当分の間、第 4 学年、第 5 学年及び第 6
学年の児童の児童会への入会は、小学校の学年始休業日、夏季休
業日、冬季休業日及び学年末休業日に限る。ただし、管理運営に
支障が生じないと認める児童会への入会については、規則で別に
定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 1 月 10 日から施行する。

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例
の一部を改正する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 放課後児童健全育成事業の対象児童に係る経過措置について、その対象となる学年を小学校の長期休業日に限り、第6学年まで拡大すること。ただし、管理運営に支障が生じないと認める児童会については、小学校の長期休業日に限らず、通年受け入れをすること。

- 2 この条例は、平成29年1月10日から施行すること。